

「徳島県国保運営の在り方研究会」中間取りまとめについて

研究会は、平成 26 年 1 月からの 3 箇月間、3 回にわたって集中的に、国保運営の県移管に関する課題のうち、特に、国保財政の基盤強化について議論し、意見を取りまとめました。

この中間とりまとめの内容については、5 月に行った国に対する政策提言に反映しております。

今後は、国保運営の県移管の在り方についての国における議論の動向を見ながら、引き続き研究し、必要に応じ、国に対する政策提言などに反映できるよう更に議論を深めていきます。

1 国保財政の基盤強化

- (1) 国の負担金及び交付金の割合の引上げや、国の特別調整交付金のメニューの整備が必要。
- (2) 低・中間所得者対策として、保険者支援制度の拡充、保険料（税）の更なる軽減等が必要。
- (3) 将来発生し得る予期しない保険給付の増加等に対応できるよう、国保にも、財政安定化基金の創設が必要。
- (4) 介護保険や後期高齢者医療制度と同様に、国保を複数の事業年度で運営するように改めることが必要。

2 県と市町村の適切な役割分担

- (1) 国保の運営に関する業務について、県及び市町村の役割分担の明確化が必要。
- (2) 保険料（税）の徴収や保健事業について、市町村にインセンティブが働く仕組の構築が必要。

3 その他

- (1) 県内の市町村の保険料（税）を中長期的に平準化できる制度の創設が必要。
- (2) 保険料（税）の賦課及び徴収、保険給付の決定・支払、レセプト点検等については、国における議論の動向を見ながら、研究することが必要。

『徳島県国保運営の在り方研究会』中間取りまとめ

現状

- 国保運営は市町村が実施
- 費用の50%を国・県が負担

プログラム法によれば、平成29年度を目途に、国保運営を都道府県に移管

都道府県移管後

- 財政運営は都道府県
- 賦課徴収・保健事業等は県と市町村が適切に役割分担

地方の実情を制度に反映させるため「徳島県国保運営の在り方研究会」を設置し、国保財政の基盤強化等について課題整理、対応策を研究

取りまとめ内容

- 1 国保財政の基盤強化**
 - ・国の負担金及び交付金の割合の引上げ
 - ・低・中間所得者対策として、保険料（税）の更なる軽減
 - ・財政安定化基金の創設
 - ・複数の事業年度で運営
- 2 県と市町村の役割分担**
 - ・役割分担の明確化
 - ・保険料（税）の徴収や保健事業について、市町村にインセンティブが働く仕組みの構築
- 3 保険料（税）**
 - ・県内市町村の保険料（税）を中長期的に平準化できる制度の創設

詳細は次ページへ

5月提言に反映

提言① 国保制度の安定的な運営の確保

- ・将来的に発生し得る財政リスクに対応できるよう財政安定化基金の創設や、介護保険・後期高齢者医療と同様に、複数年度の事業運営に改めること等により、国保運営の安定化を図ること。
- ・中間所得層の保険料（税）の負担軽減に資する保険者支援制度の更なる拡充

提言② 国保運営の県移管における県と市町村との連携強化

- ・国保運営の県移管において、都道府県と市町村の役割分担を明確にすること。
- ・望ましい市町村の役割として、市町村が保険料（税）の徴収や保健事業を行う場合には、市町村にインセンティブが働く仕組みを構築するとともに、市町村間の保険料（税）を中長期的に平準化する制度を創設すること。

1 国保財政の基盤強化

- ・ 県内国保保険者の約3/4の単年度収支が赤字であるが、県は、保険者に対し、交付金や負担金を交付しており、県の財源には限りがあるため、**国の負担金及び交付金の割合の引上げが必要**
- ・ 低・中間所得者の保険料(税)は、所得額に応じて軽減されるが、十分とはいえないため、**中間所得者を中心に保険料(税)の負担を軽減する保険者支援制度の拡充や、保険料(税)の更なる軽減が必要**
- ・ 予期しない保険給付の増加や、保険料(税)の未納による財政リスクへの対応が課題であり、後期高齢者医療制度に財政安定化基金が設けられていることから、**国保にも財政安定化基金の創設が必要**
- ・ 国保の安定的・計画的な運営を図るとともに、保険料(税)の見直し時期を明確にするため、**国保を複数の事業年度で運営することが必要**

2 県と市町村の役割分担

- ・ 国保運営の県移管を安定的かつ効率的に行うため、**県及び市町村の役割分担の明確化が必要**
例：県は国保の財政運営、市町村は保険料(税)の徴収
- ・ 保険料(税)の収納率の維持や地域特性を踏まえた保健事業を積極的に実施できるよう、**市町村にインセンティブが働く仕組みの構築が必要**

3 保険料(税)

- ・ 県内の市町村の保険料(税)に現在約1.7倍の格差が生じており、**保険料(税)を中長期的に平準化できる制度の創設が必要**

平成23年度1人当たり保険料(税)調定額

徳島市96,778円 那賀町58,271円 徳島県平均81,404円

今後

国における議論の動向を見ながら、

- ・ 保険料(税)率の県内統一や標準保険料(税)率の設定の可否等、保険料(税)の賦課徴収の方法
- ・ 保険給付の決定・支払の方法や、市町村で異なっている保険給付の統一
- ・ 国保運営の県移管後のレセプト点検の方法

等、引き続き研究するとともに、必要に応じ、国に対して政策提言を実施